災害時における応急対策活動について

1 応急対策活動の内容

受託者が行う応急対策活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広報
- (2) 電話及び窓口対応
- (3) 応急給水
- (4) 被害状況等の情報収集
- (5) 電話及び窓口対応等に関連する事務の補助
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に委託者から要請のあった事項

2 要請

委託者は、災害等の発生時において、受託者の応急対策活動が必要であると認めたときは、受託者 に応急対策活動を要請することができる。

3 要請の手続

2 に掲げる要請は、次の事項を明らかにして文書で行う。ただし、緊急を要するときは、口頭又は 電話等により要請を行うことができるものとし、後日速やかに文書を送付する。

- (1) 災害等及び水道施設の被災の状況
- (2) 必要とする人員
- (3) 応急対策活動の実施場所及び内容(必要な場合は当該場所への経路)
- (4) 応急対策活動の期間(明示することが可能な場合)
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

4 応急対策活動への協力

受託者は、2に掲げる要請があったときは、資機材及び労力の提供、その他可能な限りの協力を行う。

5 実動可能人員等の報告

受託者は、2 に掲げる要請があったときは、応急対策活動に実動できる人員及び資機材等の状況を 把握し委託者に報告する。

6 応急対策活動の実施

受託者は、2 に掲げる要請があったときは、直ちに指定場所に出動し、委託者の職員の依頼に基づき、応急対策活動を実施する。ただし、指定場所に委託者の職員がおらず、また、電話等により委託者の職員と連絡が取れない場合、受託者は、要請事項に従い自らの判断により応急対策活動を実施できるものとし、委託者の職員と連絡が取れ次第、活動の内容を報告する。

受託者は、指定場所に出動したときは、速やかに現場責任者、従事した人数・時間、使用した資機 材等を委託者に報告する。

7 完了後の報告

受託者は、応急対策活動が完了したときは、速やかに次の事項を文書により委託者に報告する。

- (1) 応急対策活動の概要(実施場所、内容、従事した人数、時間、写真等)
- (2) 応急対策に使用した資機材等の種類、台数及び使用時間
- (3) 応急対策活動のために支出した金額とその内容
- (4) その他必要な事項

8 費用負担

応急対策活動に要した費用については、公益社団法人日本水道協会の定める「地震等緊急時対応の手引き」(平成25年3月改訂)の「4.費用負担の基本的な考え方」に準じて、災害等の発生時に緊急対応することにより生じる受託者の費用を考慮して、委託者と受託者が協議の上決定し、委託者が当該費用を負担する。

- (1) 単価は、委託者の予算積算単価を基本とする。
- (2) 委託者が費用を負担する対象項目は、次のとおりとする。

ア 人件費

応急対策活動に伴い支給される超過勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当。応急対策活動 のための旅費(社員たる身分に基づいて支給される給料及び基本的な手当は除く。)

イ 車両、機材等の費用

応急対策活動に要した車両、機材等の燃料費(ガソリン、軽油)、修理費、賃借料、輸送料(当該車両、機材等の損料は除く。)

ウ滞在費

応急対策活動のための宿泊費、食糧費(弁当等)

ただし、社員が携行する食糧、寝袋、テント、被服 (クリーニング代を含む。)、生活用品、 その他福利厚生費は除く。

エ 事務費

写真代(応急対策活動確認用)、作業用消耗品、通信費、地図、コピー代

オ 補償関係費

応急対策活動従事社員の傷病に対する応急的な治療費、第三者に対する応急対策活動中の損害賠償金の負担(10に掲げる損害賠償の協議により決定する。)

ただし、当該社員の災害補償費(9に掲げる災害補償)に該当するもの及び往復途上の第三者に対する損害賠償金の負担については除く。

9 災害補償

受託者の応急対策活動の従事者がこの応急対策活動の実施により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、受託者の労災保険により補償する。

10第三者に対する損害賠償

受託者が、この応急対策活動中に第三者に損害を与えた場合、その賠償方法及び賠償額は、委託者と受託者が協議して決定する。

11連絡責任者

委託者及び受託者は、情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定める。

1 2 協議

ここに定めのない事項及び内容に疑義が生じた場合は、その都度委託者と受託者が協議して定める。